平成２１年（フ）第３５３４号
神奈川県藤沢市遠藤703番地の７　滝の沢コープタウンＡ102号
債務者　舟瀬セツ子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６１４号
横浜市金沢区富岡西１丁目49番３号
債務者　渡邊　正美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６１６号
横浜市保土ケ谷区川島町1505番地　西原アパート18号棟102号
債務者　石渡　憲次
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６１７号
横浜市保土ケ谷区川島町1505番地　西原アパート18号棟102号
債務者　石渡　富枝
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６９５号
横浜市港北区大曽根２丁目41番21号　寺内荘105号
債務者　石垣　滋一
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９号
新潟県佐渡市加茂歌代340番地７
債務者　斉藤　　実
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午前10時30分　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第５０号
新潟県佐渡市加茂歌代340番地７
債務者　斉藤チエ子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午前10時30分　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第５１号
新潟県佐渡市加茂歌代340番地７
債務者　斉藤　聖一
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午前10時30分　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第２号
新潟県佐渡市河原田本町228番地山本方
債務者　本間　千鶴
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第３１９３号
横浜市戸塚区戸塚町950番地
債務者　天野　和江
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２７０号
横浜市栄区公田町250番地　栄荘２Ｆ６号
債務者　五十嵐勢二
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３６６号
横浜市磯子区岡村８丁目17番３－405号
債務者　加藤　直実
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３６７号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目21番14号
債務者　布川　眞敏
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５１１号
横浜市港南区上永谷５丁目17番19号
債務者　江口　茂樹
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５３０号
横浜市旭区二俣川１丁目57番地24　リベルテ二俣川Ａ－206号
債務者　奥谷　夏子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２１号
広島県福山市日吉台２丁目13番３－206号県住
債務者　神原眞津美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後４時　広島地方裁判所福山支部再生・破産係